

# 本別町地域おこし協力隊 募集要項

## ○募集人員

- ・有害鳥獣捕獲推進員 1名

## ○活動内容

有害鳥獣による農林業被害を防止するため、鳥獣の効率的な捕獲方法の調査研究による捕獲の推進及び、エゾシカを有効利用した製品の開発、「食」としてのジビエの活用などによる事業化に向けた活動。

- ・農業被害防止のため、エゾシカ、キツネ、カラスなど有害鳥獣の捕獲
- ・農業被害の防止に向けた効率的な捕獲方法の調査研究、捕獲従事者への普及
- ・エゾシカを利用した新製品の開発や調査研究、食肉処理や食としての利用（ジビエ料理/加工）を目指した自らの事業化に向けた研究開発と研修活動
- ・その他、各種まちづくり事業への参加

## ○応募資格

- ・年齢、性別は問いません。
- ・狩猟免許を所持しているか、採用後狩猟免許を取得できる方で上記活動を通じ本町への定住を目指す方。
- ・都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の法律に定められた地域に該当しない地域）に在住しており、採用後、本別町に生活拠点を移し、住民票を異動できる方
- ・心身ともに健康で、地域住民と協力しながら活動に取り組む意欲があり、誠実に職務を遂行できる方
- ・コミュニケーション能力に自信があり、地域内外の関係者などと積極的に関われる方
- ・普通自動車運転免許を有しており、実際に運転のできる方
- ・パソコンの操作の経験がある方（エクセル・ワード・メールなど）
- ・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方

※応募条件に当てはまらないことが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。

## ○勤務地

- ・勤務地：北海道本別町

## ○勤務時間

- ・勤務時間：午前8時30分～午後5時15分（昼休み1時間）
- ・休日休暇：土日及び祝祭日・年末年始

※時間の変動及び休日に勤務をする場合があります。

## ○雇用形態・期間

- ・本別町の嘱託職員として任用します。
- ・任用は令和元年10月1日以降の予定。（任用月日は採用者の都合に配慮します）

※任用期間は年度ごとの更新で最長36か月。

※身分が町職員となりますので、地方公務員法が適用されます。任用期間中は他の職やアルバイト等への従事はできませんが、町長が認めるもの、任期後の定着に資するものは可能です。

## ○賃金等

- ・月額賃金 181,000円
- ・通勤手当 通勤距離が片道2km以上の場合、通勤手当を支給します。
- ・ボーナス 勤務日数に応じて12月にボーナスを支給します。
- ・住宅借上料 月額20,000円を上限として、町が負担します。
- ・赴任に要する経費 一律100,000円を支給します。
- ・生活備品、光熱水費等は個人負担となります。

## ○待遇・福利厚生

- ・健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
- ・休暇：年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇3日、子ども看護休暇、忌引休暇など）、病気休暇10日、年末年始休暇（12月31日～1月5日）
- ・活動に必要な経費（消耗品費、車両、旅費等）については、予算の範囲内で町が負担します。

## ○応募方法等

- ・応募者は、別紙「北海道本別町地域おこし協力隊員」応募用紙にご記載の上、市販の「履歴書」を添付し、郵送にて応募してください。  
※電話申し込み不可・提出書類は返却しません。
- ・受付期間 令和元年8月30日（金）必着
- ・提出先 〒089-3392 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1  
本別町役場 企画振興課 地方創生推進室あて

## ○選考方法等

- (1) 一次選考（書類選考）  
書類選考のうえ、令和元年9月10日までに選考結果を応募者全員に文書で通知します。
- (2) 二次選考（適正検査・面接）  
一次選考合格者を対象に、原則、本別町で面接を行います。面接日時等は別途お知らせします。会場までの交通費等は、応募者の負担となります。

## ○お問い合わせ

〒089-3392 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1  
本別町役場 企画振興課 地方創生推進室 担当：小川・鈴木  
TEL：0156-22-8121（課直通） FAX：0156-22-3237  
E-mail：[tiikisk@town.honbetsu.hokkaido.jp](mailto:tiikisk@town.honbetsu.hokkaido.jp)  
本別町 HP：<http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>